

平成 30 年 6 月 27 日

東京都たばこ商業協同組合連合会  
会長 水谷 章道

## 「東京都受動喫煙防止条例」可決に対する声明

「東京都受動喫煙防止条例」（以下、「条例」）については、6 月 27 日に東京都議会にて可決されました。

私ども東京都たばこ商業協同組合連合会（以下、「当連合会」）は、決して「受動喫煙防止の取り組み」自体に異論を唱えるものではなく、「受動喫煙防止の取り組み」を推進していくことは重要であると認識しております。また、今国会で審議されている「健康増進法の一部を改正する法律案」（以下、「法案」）についても、その審議を注視しているところです。

しかしながら、今回の条例検討にあたっては、昨年 9 月に基本的な考え方が出され意見募集を行っておりますが、以降、何ら事前の説明もなく、一方的に検討が進められたことについて、大変遺憾に感じているところであります。

この間、知事に対し、我々業界の意見・要望を反映していただくために実施した署名の提出および要望、公開質問状等を提出して参りましたが、知事や当局からは明確な回答もなく、不安が解消されないまま、一方的に可決されたことは大変残念でなりません。

特に、加熱式たばこの扱いについては、法案と同様、飲食等が可能な加熱式たばこ専用喫煙室内での使用が認められましたが、「紙巻たばこ」については、従業員を使用している飲食店においては原則屋内禁煙」と定められております。こういった東京都独自の規制が導入されることにより、事業者のみならず、多くの都民や訪日外国人にも大きな混乱を招くことは必至であると考えております。

当連合会といたしましては、今後、区市町村や事業者等と再度議論され、実態をしっかりと踏まえた中での慎重な検討により、円滑に条例が施行されることを切に期待しております。

以上